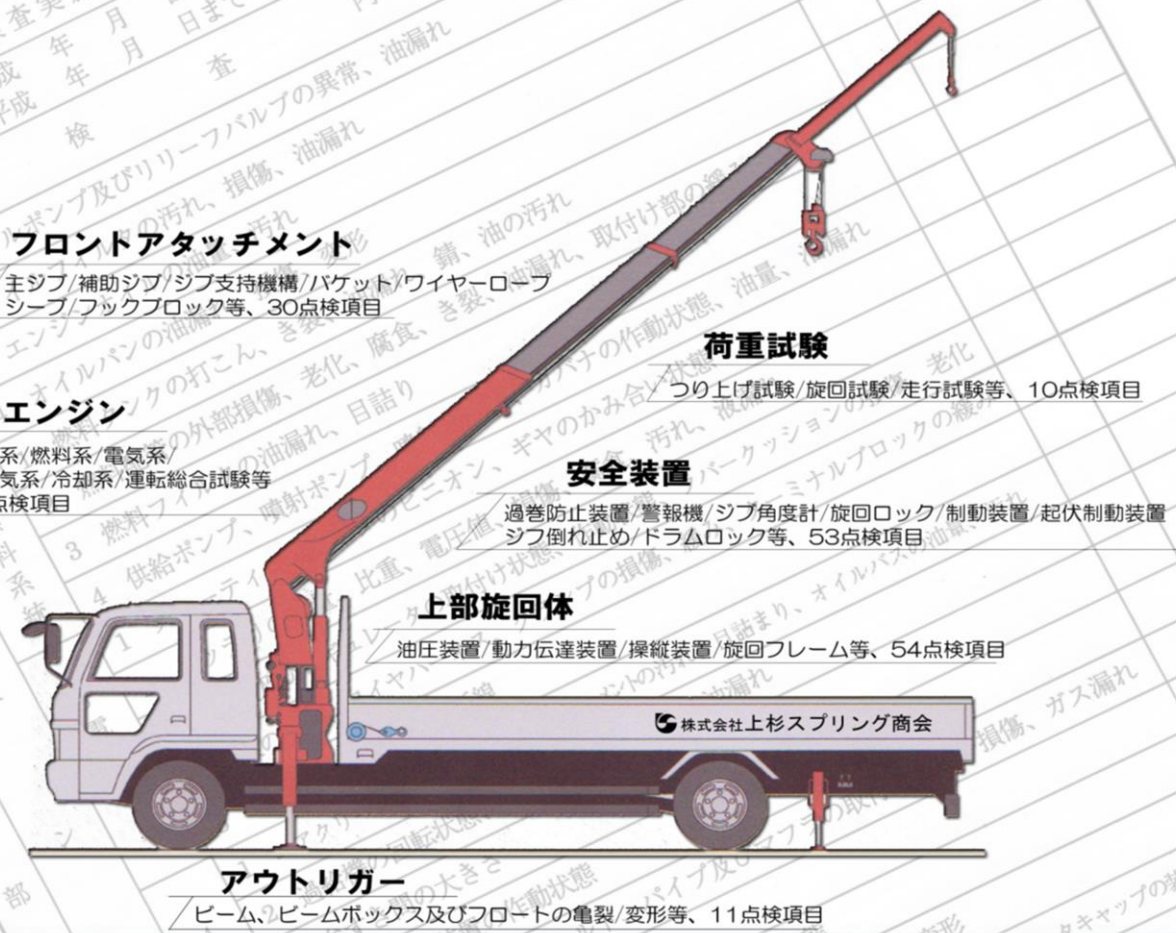


クレーン定期自主検査のご案内

○労働安全衛生法 第45条にてクレーン等 安全規則において
年次 及び 月例定期自主検査が、義務づけられています。



クレーン整備・定期自主検査は
上杉スプリング商会へ



点検完了後、ステッカーを貼ります

自動車用スプリング販売及び修理・特装車輛架装及び修理
中古車売買・自動車部品販売・プレーキライニング加工・研磨

株式会社 上杉スプリング商会

古賀支店 古賀市青柳1067番ー2 TEL 092-944-6776
北九州支店 北九州市小倉北区西港町61ー6 TEL 093-561-2473・093-581-2600